

改正案

現行

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）に基づく本人確認情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の開示の請求)</p> <p>第二条 法第三十条の三十二第二項（<b>法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。</b>）の規定による本人確認情報（<b>法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合にあつては、附票本人確認情報</b>）の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、<b>本人確認情報等開示請求書</b>（別記第一号様式）を提出して行うものとする。</p> <p>2 開示請求をする場合は、次の各号に掲げる書類を提示し、又は提出しななければならない。ただし、<b>本人確認情報等開示請求書</b>を郵送により提出する場合等で当該書類を提示し、又は提出することができないときは、当該書類を複写機で複写したものを提出するものとする。</p> <p>一 開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）の運転免許証又は旅券で開示請求者の氏名及び住所が記載されているものその他開示請求者本人であることを確認できる書類として知事が認めるもの</p> <p>二 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証する書類</p> <p>(本人確認情報等の開示方法等)</p> <p>第三条 法第三十条の三十二第二項ただし書（<b>法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。</b>）に規定する書面以外の方法は、電子計算機の表示装置の画面又は電子計算機から出力された帳票を閲覧させる方法とする。</p> <p>2 知事は、開示請求があつた場合において、前項に規定する方法により開示をするときは、その開示の日時及び場所を指定し、その旨を開示請求者に対し、書面により通知するものとする。ただし、開示請求者が<b>本人確認情報等開示請求書</b>を持参により提出した場合において、その場で開示をするときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第二項本文の規定は、開示請求者が第一項に規定する方法により開示を受ける場合に準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）に基づく本人確認情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報の開示の請求)</p> <p>第二条 法第三十条の三十二第二項の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、<b>本人確認情報開示請求書</b>（別記第一号様式）を提出して行うものとする。</p> <p>2 開示請求をする場合は、次の各号に掲げる書類を提示し、又は提出しななければならない。ただし、<b>本人確認情報開示請求書</b>を郵送により提出する場合等で当該書類を提示し、又は提出することができないときは、当該書類を複写機で複写したものを提出するものとする。</p> <p>一 開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）の運転免許証又は旅券で開示請求者の氏名及び住所が記載されているものその他開示請求者本人であることを確認できる書類として知事が認めるもの</p> <p>二 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証する書類</p> <p>(本人確認情報の開示方法等)</p> <p>第三条 法第三十条の三十二第二項ただし書に規定する書面以外の方法は、電子計算機の表示装置の画面又は電子計算機から出力された帳票を閲覧させる方法とする。</p> <p>2 知事は、開示請求があつた場合において、前項に規定する方法により開示をするときは、その開示の日時及び場所を指定し、その旨を開示請求者に対し、書面により通知するものとする。ただし、開示請求者が<b>本人確認情報開示請求書</b>を持参により提出した場合において、その場で開示をするときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第二項本文の規定は、開示請求者が第一項に規定する方法により開示を受ける場合に準用する。</p>
---	---

<p>(本人確認情報等の訂正等の申出)</p> <p>第四条 法第三十条の三十五(法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)の規定による開示に係る本人確認情報(法第三十条の四十四の十二において準用する場合にあつては、附票本人確認情報)の内容の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、本人確認情報等訂正等申出書(別記第二号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 第二条第二項の規定は、訂正等の申出をする場合に準用する。 (立入検査に係る証明書)</p> <p>第五条 法第三十条の三十九第二項に規定する証明書は、身分証明書(別記第三号様式)とする。</p>	<p>(本人確認情報の訂正等の申出)</p> <p>第四条 法第三十条の三十五の規定による開示に係る本人確認情報の内容の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書(別記第二号様式)を提出して行うものとする。</p> <p>2 第二条第二項の規定は、訂正等の申出をする場合に準用する。 (立入検査に係る証明書)</p> <p>第五条 法第三十条の三十九第二項に規定する証明書は、身分証明書(別記第三号様式)とする。</p>
---	---

(改正案)

第一号様式 (第二条第一項)

本人確認情報等開示請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
氏 名  
連絡先電話番号 ( ) —  
法定代理人の場合は、本人との関係 ( )

第30条の32第1項  
住民基本台帳法  
第30条の44の12において読み替えて準用する同法第30条の32第1項  
の規定により、次のとおり磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報  
附票本人確認情報  
の開示を請求します。

<u>請求する</u> <u>本人確認情報</u> <u>附票本人確認</u> <u>情報</u> <u>に係る本人</u>	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	1 男 2 女 (番号に○を付ける。)
	住民票コード	
希望する開示 の 方 法	1 書面の交付 2 電子計算機の表示装置の画面の閲覧 3 電子計算機から出力された帳票の閲覧 ( <u>本人確認情報</u> 又は <u>附票</u> <u>本人確認情報</u> が存在しない場合は、1又は2の方法となります。) (番号に○を付ける。)	

(現行)

第一号様式 (第二条第一項)

本人確認情報開示請求書

年 月 日

千葉県知事 様

請求者 住 所  
氏 名  
連絡先電話番号 ( ) —  
法定代理人の場合は、本人との関係 ( )

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり磁気ディスクに記録され  
ている自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

<u>請求する本人</u> <u>確認情報に</u> <u>係る本人</u>	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	1 男 2 女 (番号に○を付ける。)
	住民票コード	
希望する開示 の 方 法	1 書面の交付 2 電子計算機の表示装置の画面の閲覧 3 電子計算機から出力された帳票の閲覧 ( <u>本人確認情報</u> が存在し ない場合は、1又は2の方法となります。) (番号に○を付ける。)	

(改正案)

注

- 1 住所欄については、アパート、マンションなどの方書がある場合には、方書も記入してください。
- 2 住民票コードは、生年月日及び性別を記載した場合、記載を省略することができます。
- 3 請求の際には、請求者本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 法定代理人が請求する場合には、3の書類のほかに法定代理人であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 郵送により請求書を提出する場合は、3又は4の書類を添付するか、又はその書類を複写機により複写したものを添付してください。
- 6 希望する開示の方法について、2又は3を選択した場合は、即時に開示することができます。

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認書類 (免許証等番号)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人資格 確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

(現行)

注

- 1 住所欄については、アパート、マンションなどの方書がある場合には、方書も記入してください。
- 2 住民票コードは、生年月日及び性別を記載した場合、記載を省略することができます。
- 3 請求の際には、請求者本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 法定代理人が請求する場合には、3の書類のほかに法定代理人であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 郵送により請求書を提出する場合は、3又は4の書類を添付するか、又はその書類を複写機により複写したものを添付してください。
- 6 希望する開示の方法について、2又は3を選択した場合は、即時に開示することができます。

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認書類 (免許証等番号)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人資格 確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

(改正案)

第二号様式 (第四条第一項)

本人確認情報等訂正等申出書

年 月 日

千葉県知事 様

申出人 住 所  
氏 名  
連絡先電話番号 ( ) ー  
法定代理人の場合は、本人との関係 ( )

第30条の35  
住民基本台帳法第30条の44の12において準用する同法第30条の35の規定により、次の  
とおり 開示に係る本人確認情報 附票本人確認情報 についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は  
削除を申し出ます。

<u>申出に係る</u> <u>本人確認情報</u> <u>附票本人確認</u> <u>情報の本人</u>	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	1 男 2 女 (番号に○を付ける。)
	住民票コード	
申出の種別	1 訂正 2 追加 3 削除 (番号に○を付ける。)	
申出の内容		
開示を受けた 年 月 日	年 月 日	

(現行)

第二号様式 (第四条第一項)

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

千葉県知事 様

申出人 住 所  
氏 名  
連絡先電話番号 ( ) ー  
法定代理人の場合は、本人との関係 ( )

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり 開示に係る本人確認情報 につい  
てその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除を申し出ます。

<u>申出に係る</u> <u>本人確認情報</u> <u>の本人</u>	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	1 男 2 女 (番号に○を付ける。)
	住民票コード	
申出の種別	1 訂正 2 追加 3 削除 (番号に○を付ける。)	
申出の内容		
開示を受けた 年 月 日	年 月 日	

(改正案)

注

- 1 住所欄については、アパート、マンションなどの方書がある場合には、方書も記入してください。
- 2 住民票コードは、生年月日及び性別を記載した場合、記載を省略することができます。
- 3 「申出の内容」欄には、どのように訂正又は追加をすべきか、削除する場合は全部であるか、又は一部のときはどの項目を削除すべきか、わかるように記載してください。
- 4 申出の際には、申出人本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が申出をする場合には、4の書類のほかに法定代理人であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 6 郵送により申出書を提出する場合は、4又は5の書類を添付するか、又はその書類を複写機により複写したものを添付してください。

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認用書類 (免許証等番号)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人資格 確認用書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

(現行)

注

- 1 住所欄については、アパート、マンションなどの方書がある場合には、方書も記入してください。
- 2 住民票コードは、生年月日及び性別を記載した場合、記載を省略することができます。
- 3 「申出の内容」欄には、どのように訂正又は追加をすべきか、削除する場合は全部であるか、又は一部のときはどの項目を削除すべきか、わかるように記載してください。
- 4 申出の際には、申出人本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が申出をする場合には、4の書類のほかに法定代理人であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 6 郵送により申出書を提出する場合は、4又は5の書類を添付するか、又はその書類を複写機により複写したものを添付してください。

<職員記入欄>この欄には記入しないでください。

本人確認用書類 (免許証等番号)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人資格 確認用書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	